



岡崎 昌之 (おかざき まさゆき)

岡山市出身。(財)日本地域開発センター企画調査部長、『地域開発』編集長を経て、1994年から2000年まで福井県立大学教授。2001年より法政大学現代福祉学部教授。2006年より現職。地域経営論、地域ツーリズム論等を担当。北海道池田町、栃木県茂木町、福井県三方町、熊本県小国町、大分県湯布院町他のまちづくりや計画策定に参画。観光政策審議会、国土政策審議会等の専門委員等歴任。自治体学会代表運営委員。

視 点

これからの町村 農山漁村はいかにあるべきか

法政大学現代福祉学部長 岡崎 昌之

市町村合併には一応のめどを

1999(平成11)年の市町村合併特例法の改正から始まった平成の市町村合併は、大きく市町村の姿を変えた。一応の山場を越えた現在、都県と同等あるいはそれ以上の面積を持つ基礎自治体が誕生し、市町村数は約半分へと減少した。とくに町村に関しては、1,038町村(平成18年11月)と、以前の40%にその数を減らすと同時に、1万人未満の町村は3分の1の500町村へと減少した。

その意味では、今回の平成の市町村合併で、大きな影響を受けたのは町村であった。その数や形態だけでなく、町村長や町村役場職員の間には、合併協議会、住民説明等々に多大の時間を割かざるを得ず、彼らの消耗は計り知れないほどであった。この間、各地で地道に取り組まれてきたユニークなまちづくりは影をひそめ、地域の活性化は鳴りをひそめたといっている。まちづくりにとっては

論 説

失われた7年間ともいえる。

このあたりで平成の市町村合併には一応のめどをつけ、それぞれの町村は、自立、合併に關わらず、町村としての新しいま

都市と町村、農山漁村の共生と対流のあり方

これまでの都市と農山漁村の交流はともすれば、都市が優位に立った交流ではなかったか。つまり経済的に優位に立った都市住民を農山漁村に招き、その自然や産物、食事、宿泊、体験を提供し、対価を得るというものが主流となっている。盛んになつてきたグリーンツーリズムをみて、農山漁村が一步下がって、都市側をもてなすという立場に立っているようにみえる。

しかしこれでは持続的な交流にはならない。ましてや「骨太方針2001」は、一方的、一時的な交流を越えて、持続的に都市と農山漁村が行きかう「対流」こそが必要だと述べている。だとすればこれまでの交流事業の枠組みを越えた、新しい都市と農山漁村の関係を構築することが不可欠である。

ちづくりに取り掛からなければならぬ時期となった。

今後の農山漁村や町村の位置づけ、取り組むべき新しい課題とは何か。

対流や交流が持続的であるためには、都市と農山漁村が対等で、交流の主体であるそれぞれが豊かな個性を持ち、その共生関係が築き上げられていることが重要である。農山漁村にとってみれば、地域に刻まれた歴史、美しい景観、豊かな自然や食料、魅力ある暮らしがあり、それらを体現した人材、といったものがその個性となる。互いの個性に基づいた交流こそが長続きする。

年間380万人という多くの観光客を惹きつける大分県由布院温泉は、日本を代表する魅力的な観光地である。このまちづくりを牽引してきたリーダー達は、由布院の目指すものは「生活観光地」と言い続けてきた。つまりたんなるもてなしの観光地や地域外のお客に頼る外部依存型の観光地ではなく、由布

院盆地の豊かな暮らしぶり、由布岳をシンボルにした美しい景観や農業空間の保全、こうした由布院人の生活が盆地の中に息づいていて、はじめて継続的に多くの人々が訪れてくれる。きちんとした由布院の個性や生活

都市の活用

都市と農山漁村の新しい交流は、都市から農山漁村へ向かう交流だけではなく、農山漁村がいかにも都市を活用するかを考えたことも課題としなければならぬ。

都市の活用といえは、都内の繁華街に立地するアンテナショップの試みが多い。しかしその多くは、地域特産品の販売と飲食の提供だけで、地域からの情報発信とか、大市場の消費者の一次情報を地域に持ち帰るといった、本来のアンテナショップの意図とかけ離れている。

かつて大分県大山町(現日田市)は、町内へのダム建設の交渉を経て、福岡市から土地の提供を受け、福岡市内の高級住宅地内に、大山町の住民と福岡市民の交流の場として、「おおやま

がその基盤にあることが、ツーリズムや交流に繋がるといふ発想を持ち続けている。このことが多くのリピーターや由布院ファンを都市部や全国に形成することに繋がっている。

生活領事館」を建設した。大山町の特産品の販売や福岡市民の有志がここを拠点に大山町紹介のホームページを開設したり、福岡の子供たちの環境教育の場ともなった。

また大山町は福岡市と交渉して、市の運営する歌舞伎座である博多座の特別会員となり、町民は通常料金よりも安価で観賞できることとなった。小規模町村の大山町では歌舞伎座を建設する余裕などない。立派な施設を建設するよりも地道な交流を積み重ね、都市の施設を活用しているわけである。

都市のマンパワー、市場性情報、施設等々、都市の活用は今後、農山漁村側から戦略的、多面的に取り組みられなくてはならない。

論 説

青少年教育に果たす農山漁村の役割

いじめが原因とみられる小中学生の自殺など、従来は考えられなかった教育現場の混乱や荒廃が見受けられる。こうした状況に対して、農山漁村の自然環境が持つ癒しの力、農産物の生産と生活が密接に関連した暮らしの場の提供、生産と生命の繋がりの意味を考える空間など、青少年に対する実践的教育の場として農山漁村が果たす役割は大きい。

本来、農山漁村で生活するには、予測不可能な自然との対応や、集落内における人間関係の維持が不可欠である。従ってここでは都市の暮らしと違って、自らが様々な生活能力を開発していかなければ暮らしが成り立たない。こうした自立的な生活能力の形成の場を一時的にせよ経験することは、青少年にとって大きな教育的効果がある。新しい改革特区では「農業」を正

式科目として教える小学校もあらわれてきた。

農山漁村の側からすれば、農林漁業を生産性とか諸外国との競争力の面からだけ捉えるのではなく、福祉、教育、環境、文化といったより多面的な枠組みで、農林漁業の持つ意味を提示する機会とすべきである。

熊本県小国町で



熊本県小国町で活動するインターンの学生

は数年前から北九州の中学校と提携して、町内の約30軒の農家や商家で体験宿泊を受け入れている。中学校では事前に小国町のまちづくりについて勉強し、2泊3日を農家や町内で過ごす。短期間の農村体験ではあるが、嫌いな食べ物や食べられるようになったり、牛などの大型動物と触れ合い、中学生たちは生き生きとした表情を取り戻すという。受入れ農家側にも幾ばくかの収入がもたらされる。

小国町が取り組んでいるのは中学生の受入れだけではない。首都圏の大学生、大学院生をインターン生として受入れ、まちづくりの調査などを役場と協働して行っている。住民にとつ

ては都市の若者達の新鮮な視点で農山村の生活を再評価してもらうことになり、学生たちにとっては新鮮な生活を経験することになる。

現在では首都圏の学生達が自的に「地域づくりインターンの会」を形成し、小国町他のユニークなまちづくりを展開する町村と連携して、学生達の派遣とネットワーク形成に取り組んでいる。法政大学現代福祉学部でも全国20数市町村と連携し「地域づくり実習」に取り組む、大きな教育的効果をあげている。これらの学生達の中には、この経験を基盤にしつつ、卒論、修士論文、博士論文の作成に取り組む者もでてきている。

先端的産業、グローバル産業の展開

農山漁村は農林漁業の一次産業だけに依存する後進地域という発想も変えなければならぬ。農山漁村だから発想できたり、その特徴を活かした企業や産業も立地できる。10年間に渡り、スイス山岳地域センター(SAB)と米国立オレゴン大学と連携し、山間過疎地域再生のた

めの研究交流プロジェクトを行ってきた。スイスでは、山岳農山村にハイテク企業が多く立地している。滑走路の精密除雪機械、除雪用機関車、芝生管理用機械などを製造しているツアッグ社 Zaugg AGは、山間部のバレー州に立地し、ハイテクを活かしたこれらの機械を

論 説



栃木県茂木町で落ち葉を集める町民

生産、輸出している。当然、グローバルなレベルの木材加工、食品加工の企業も多く山間部に立地している。

米国オレゴン州でも中央部のカスケード山脈など豊かな自然の中で、牧場などを買収したIT関連の研究所等が立地している。シェークスピア劇などを上演する文化活動に力を注いできたアシランド市など、農山村の環境を活かし、全米レベルでも優秀な研究所や企業が集積している地域もある。

国内にもユークな例は多い。

地元技術と資源を最大限に活用し、ハイテクとローテクを結びつけて注目を浴びているのが、栃木県茂木町の有機リサイクル堆肥センター「美土里館」である。法改正により酪農家からの堆肥の野積みが禁止されたことを契機に、堆肥センターの建設に着手した。

茂木町内での堆肥づくりに、昔から山の落葉などに付着している地元菌が大きな役割を果たしていると見抜いた役場農林課は、酪農家から出る糞尿に、山から集めた落葉、間伐材のチップ、刳殻、住民やホテルから出る生ゴミを混ぜ合せ、ハイテク、ローテクを組み合わせた堆肥センターで、約100日かけてゆつくりと堆肥を作っている。

山の落葉や下草の収集には町内の高齢者が活躍し、これまで打ち捨てられていた里山が美しく蘇っている。生ゴミの分別は主婦が主役。作った堆肥は農家に販売し、低農薬農産物の生産に役立

てる。作られた農産物は、道の駅で販売されたり、子供たちの学校給食にも使われる。

高齢者から子供たち、家庭ゴミから学校給食まで、まさに農山村の特性を活用したりサイク

海外に誇れる日本の農山漁村

日本の農山漁村にはかろうじて美しさが残っている。我々が普段目にする農山漁村の景観は、集落(ムラ)と一体となつた生産空間(ノラやウラ、浦)そして生産や生活と深く関連した山や川である。それに加えて他に誇れる文化や歴史的な蓄積もある。

ヨーロッパや北米を見ても、このように一体化した農山漁村空間は見当たらないといっている。アジアにおいても開発に伴う自然破壊はすさまじい。世界的レベルで評価できるこの日本の農山漁村を維持し、次代に伝えていくのも町村の重要な役割である。

ドイツでは戦後の荒廃した農村を再生するために「我が村を美しく」運動を営々と継続してきた。最近では美しいだけでな

ルが展開している。地元の徹底研究、地元資源の徹底活用がこの発想と試みを生んだ。今後、全国へ発信され、またアジアで必要とされている技術と仕組みだといえる。

く、環境に配慮した地域づくりが評価されるような新しい傾向もある。

フランスでは人口2千人以下の小規模な村に限定して、1982年に「フランスで最も美しい村連合」を結成している。美しい景観、文化的蓄積、芸術家の定住、宿泊施設や案内所の存在などを条件にして、現在約150の村が加盟している。このうごきはイタリアやオーストリアへ波及し、日本でも北海道美瑛町などが中心となって「日本で最も美しい村」連合が結成され、2005年にはNPOとなっている。

美しい景観、魅力的な生活が息づく農山漁村が、日本の国土の再生に資することを期待したい。

平成19年度予算編成の課題

新型交付税の配分と 交付税総額の確保が焦点に

「竹中大臣の進めてきた改革をこれからも進めてまいりたい」。安倍晋三内閣が発足した9月26日、総務大臣に就任した菅義偉氏の大臣就任記者会見での発言だ。来年度の地方財政対策が大詰めを迎えるが、菅総務相は「竹中改革」の加速方針を鮮明に打ち出しており、新たに新型交付税や不交付団体の増加、さらに破たん法制の具体化が大きな焦点に浮上している。

総務省は、新型交付税の配分については大きな変動が生じないよう配慮する方針を強調するが、町村にとっては「少額の変動」でも深刻な影響を与える。一方、財務省は来年度予算編成を「歳出構造改革の初年度」と位置づけ、地方交付税総額を「特例減額」で法定率以下に抑制したい意向だ。町村は、今後も「新型交付税の配分」への目配りと併せて、その前提となる「交付税総額の確保」にも全力投入が求められそうだ。

小泉内閣の退陣と合わせて、竹中平蔵前総務相は国会議員も辞任した。在任中に相次いで打ち出した、地方債の完全自由化、再生型破綻法制の整備、新型交付税の導入と不交付団体の拡大、など、いわゆる「竹中改革」は、地方自治体に大きな衝撃を与えるとともに反発も招いたが、総務省の「施策」にどっぴかりと腰を下ろしている。

◆「竹中改革の法制化が仕事」

竹中総務相の後任として大臣に

就任した菅氏は、総務副大臣からの就任だけに、9月26日の初閣議後記者会見でも「竹中大臣の下で副大臣として『地方分権21世紀ビジョン懇談会』等にも出席をし、一緒に取り組んできたので、基本的にはそのことを私自身が今度は法律にし、実践をしていく立場である」と思っている」と発言した。

そして、安倍内閣の下でメンバーも総入れ換えとなった経済財政諮問会議で、菅総務相は「竹中改革」の継続と加速の方針を明確

に打ち出した。

諮問会議は10月24日、来年度予算編成の基本方針作成に向けて「地方の改革」をテーマに集中審議した。その席で、菅総務相は「魅力ある地方・自律する地方を創る地方分権改革について、いわゆる「菅プラン」を提出した。同プランは、総務省が今後取り組む地方財政改革の具体的な方針を公的に明らかにしたものだ。

同プランは、「地方分権改革推進法」の臨時国会での成立を目指すとともに、「内閣が一体となつて『地方分権一括法』を制定する」とした。併せて、「交付税改革の推進」として、頑張る地方に交付税による支援措置を実施、行革努力の情報開示と交付税算定への反映、新型交付税の導入、交付税の予見可能性の向上、不交付団体の増加、も盛り込んだ。

うち、新型交付税については「人口と面積を基本として算定する新型交付税を平成19年度から導入（全体の1割程度、需要額ベース）し、算定項目数を3割削減する。さらに、3年間で制定する地方分権一括法等による国の関与の縮小とあわせて順次拡大し、全体の3分の1程度の規模を目指す」と明記した。また、不交付団体の増加についても、2010年代初

政 策

頭に向けて、「税源移譲を含む税源配分の見直しや『基本方針2006』に基づく地方歳出の抑制等を進め、不交付団体を総人口比の半分程度とすることを目標に、当面、人口20万人以上の市の半分程度(総人口比40%)に増加することを目指す」とした。

さらに、「新たな再生制度の整備(破たん法制)についても、地方の自己規律による財政健全化を促すため、財政情報の開示の徹底・義務化、財政が悪化した団体の自主的な改善義務(早期是正措置の導入)等新たな再生制度を2年以内に整備する」とした。「2年以内の整備」という具体的な加速方針を示したのは初めて。菅総務相の提案を受けて、「新再生制度の2年以内のとりまとめ」と「新型交付税の拡大」の方針は、諮問会議として合意された。

同日の諮問会議では、議長の安倍首相が、道州制を進めるためにも「新分権一括法を3年以内に提出したい」との方針を示すとともに、「地方財政改革については、交付税の改革、税目・税源配分の見直し、補助金の改革、地方債の改革、そのすべての検討を行う必要がある」と述べ、来年1月にも示す「新たな中期方針(ポスト)改革と展望」で「これらの改革の道

筋を明確化してほしい」と各閣僚に指示した。なお、「新たな中期方針」は、小泉内閣の下で作成された「基本方針2006」に代わる、安倍内閣の下での新たな「基本方針」に位置づけたい意向とみられている。

さらに、10月31日には菅総務相の下での初の「地方財政に関する総務大臣と地方六団体合合」が開催された。その席でも、菅総務相は「魅力ある地方・自律する地方」を創るため、「自由度の拡大」「自己責任の徹底」「分権基盤の確立」「頑張る地方を応援」との4つを柱に推進するとの基本的考えを示した上で、人口と面積を基本とした新型交付税を07年度から導入国と地方の税収比1対1となるよう税源配分の見直しを進め、人口20万人以上の市の半分程度を不交付団体とする。財政悪化団体の自主的な早期是正措置など新たな再生制度を2年以内に整備する、との方針を改めて強調した。

なお、破たん法制について、菅総務相は11月7日の衆院総務委員会、「私は債務調整についても関心を持っている(総務省の再生制度研究会に)申し上げた。憲法上の問題とか司法権と地方自治との関係などいろいろ問題があることを認識した上で検討をお願い

している」と述べ、破たんした自治体の「借金放棄」を制度化する「債務調整」についての検討の必要性を改めて強調した。「貸し手責任」を問う地方債の完全自由化とも関連する制度化で、その結果、財政力の弱い自治体への金融機関の貸し渋りも予想されるが、菅総務相は「債務調整を導入することで金融機関がそのような方向をとることはあり得ない」との認識を示した。いずれにせよ、菅総務相の答弁は、地方行財政の効率化を市場の監視で進めようとする「竹中改革」の方針を加速したい考えを改めて示したものと見える。

◆新型交付税で「試算の方法」説明

一方、地方自治体の関心が高い「新型交付税」について、総務省は10月31日の総務大臣と地方六団体合合の席で「試算」を示し、その概要を説明した。「国の基準づけがない行政分野」から新型交付税を導入するが、人口規模や土地

の利用形態による行政コスト差を反映、離島・過疎など真に配慮が必要な団体に対応する仕組みを確保、地方団体の財政運営に支障がないよう制度設計する、との従来からの方針を強調。その上で、配分額の変動幅について、都道府県

では10億円程度に、人口1万人未満町村では2〜3千万円程度に抑える方針を明らかにした。

これに対し、麻生渡全国知事会会長(福岡県知事)は、税源移譲による地方税財源の充実強化や地方交付税の「地方共有税」への改革を提案するとともに、「交付税総額がきちんと確保されるようお願いする」と要請。また、新型交付税について、山本文男全国町村会長(福岡県添田町長)は「小さな町村にも気配りして配分していたのが交付税だ」とし、新型交付税の配分でも「財政規模が小さい町村ではわずかな金額でも大ブレする。小さなところが大きな影響を受けられないよう」配慮を要請。河内山哲朗全国市長会副会長(山口県柳井市長)も、様々な要素がある中で、地方の実態に基づいたものとするよう算定に配慮を求めた。

総務省は、これらの意見を踏まえて11月1日に地方交付税実務担当者全国会議を開き、新型交付税の「試算の方法」を初めて示した。すでに地方自治体に示している「試算」を基に、基準財政需要額の算定を行うと仮定した場合の単位費用と補正係数を示したものの、「07年度の算定」ではないが、これにより各地方自治体はそれぞれ変動の見積もりが可能となる。

◆財務省は交付税の大幅抑制へ

「試算の方法」によると、「新型分」については、人口・面積について単位費用の額を示すとともに、補正係数のうち段階補正では「0.5千人」「0.5～2千人」「2～4千人」など12段階に整理して各補正係数を示した。また、面積については測定単位の種別を宅地、田畑、森林、その他の4種類とし、それぞれについて「行政経費の率」を示した。このほか、これまで算定項目ごとに示されていた各種補正係数を全て「地域振興費」に盛り込み、人口と面積について、それぞれ段階補正や普通態容補正(隔遠地や行革インセンティブなど)、密度補正(基地、児童手当など)、人口急増・急減補正、寒冷補正などの補正係数を示した。

地方自治体では「新型交付税」の配分に関心が強いが、来年度予算編成に向けて、財務省は「交付税攻撃」の姿勢を強めている。財務相の諮問機関「財政制度等審議会」は今月下旬にも建議(意見書)をまとめる(11月13日現在の執筆)が、建議では、07年度予算を今後5年間の「歳出構造改革」の初年度と位置づけ、地方交付税の徹底的な抑制を打ち出す方針だ。具体的には、地方公務員の人件費などを徹底的に削減することで地方歳出を大幅に抑制。さらに、税収増で交付税が自動的に拡大することから交付税総額を法定率以下に抑制することを盛り込む。前年に引き続き、実質的な交付税の法定率引下げを求める内容だ。

さらに、「国の財政収支改善のため交付税を減らせば、財政力の弱い団体のみ赤字が拡大し、都市と地方の格差が構造的に拡大する」と指摘し、財務省の交付税圧縮方針を牽制している。

全国知事会は、10月17日、「新型交付税試案の基本フレーム」等について、人口面積比の根拠「新型交付税」に移行する項目の妥当性・などを明確にするよう総務省に申し入れた。新型交付税に対する地方側の不信感をぶつけた格好だが、同申し入れ案を審議した全国知事会の地方交付税問題小委員会の席で、委員長の井戸敏三兵庫県知事は、「新型交付税は配分の問題であり、その前提となる総額確保も重要な課題だ」と述べた。

地方六団体は11月27日には地方分権改革推進全国大会を開き、地域住民の生活を守る地方交付税総額の確保を政府等に働きかける。地方六団体は、配分問題である新型交付税に目を奪われて、総額確保に向けた運動が手薄にならないようにしてほしい。

(自治日報記者 井田正夫)

次週の「町村週報」は休刊させていただきます。
次号は12月11日発行です。

季節の俳句カレンダー

いつも私語している木から黄葉す
青木 貞雄
季節は黄葉。私達が最も目にするのは「银杏黄葉」だろう。この句では特にどの種類が限定しておらず、「私語している」という表現から雑木林のイメージがある。人間社会の比喩でもあるようで、体制の中で少し横を向いて好き勝手をしている連中から先に窓際に追いやられると諧謔的に詠んでいる、と捉えるのは深読みの上すぎか。いずれにしろ明るい、軽い響きを持った句である。

行く雲も止どまる雲も秋惜しむ
木村 敏男
秋も深まり、間もなく寒い冬という時期になると、「行く秋を惜しむ」という言葉に実感がわいてくる。

秋空に浮かぶ雲の、動きの速いもの、遅いものどちらもが「秋を惜しんでいる」と詠まれている。この「雲」の動きも、人の動きを始め自然界の万物を代表していると重ねて見ることができないのではないだろうか。

心電図狂ふと診られそぞろ寒
田口 武
心電図は定期健康診断で行われるお馴染みの検査である。循環器系に関わる病気の診断には欠かせないが、鼓動と合っているはずの波形が「狂ふ」と診られ診断されたら、心中穏やかではいられない。次にくる「そぞろ寒」は、気候の寒さとともに、心の動揺をも表現している。

政 策

新たな森林・林業基本計画について

林野庁企画課

「新たな森林・林業基本計画」は、さる平成18年9月8日に閣議決定された。本稿では、我が国における、森林・林業を巡る情勢の変化や、それを踏まえた施策の方向性について解説する。

転換期にある森林・林業

我が国の森林・林業は転換期を迎えています。

手入れ不足による森林の荒廃の



懸念、木材価格の低迷と林業の採算性の大幅な悪化など森林・林業を取り巻く情勢は一層厳しさを増しています。

しかし、森林資源は、人工林を中心にかつてないほどの量的な充実を見せています。また、木材(用材)自給率は7年ぶりに20%にまで回復してきました。

そして、森林・林業に関して、全国各地に新しい動きが現れています。

利用可能な資源の充実と国民のニーズの多様化

我が国森林の4割を占める1千万haの人工林のうち、本格的な利用が可能な10等級以上(46年生以上)のものは、平成17年の時点では3割と

なっていますが、今後10年間このまま推移した場合、約6割に増大する見込みとなっています。

しかし、林業の採算性の悪化等によりこれら人工林が十分に利用されてはならず、森林の健全性確保に不可欠な間伐についても、市町村等の関係者の努力により毎年30万ha程度の取組がなされていますが、依然として手入れが不十分な森林が存在しています。

一方、森林に対する国民のニーズは多様化しています。災害の防止や水源のかん養はもとより、近年は地球温暖化の防止に果たす役割への期待も高まっています。また、景観の保全や「森林セラピー」の場としての利用など多様な期待が寄せられています。

木材の需要構造の変化と新たな動き

木材の需要構造は、住宅分野におけるプレカット化の進行等から、品質・性能の明確なものを大量かつ安定的に供給することが強

く求められています。山側を見ると、スギの山元立木価格は、昭和55年を100とした場合、平成16年は19%にまで下落し、林業の採算性は極端に悪化しています。また、森林所有者の不在村化や高齢化が進行しており、施業が行われなかったり、分散的・間断的であることから、需要者が求めるような供給ができていないのが現状です。



しかし、近年、国産材の利用量は回復の兆しを見せています。平成14年の木材(用材)自給率は史上最低の18.2%でしたが、17年には20%にまで回復しました。山側をまとめて需要者のニーズに応じて木材を大量かつ安定的に

政 策

供給する地域、路網と高性能林業機械を一体とした低コスト作業を実践する地域が現れているほか、加工技術の向上等により合板等への利用が進んでいることが増加の背景の一つです。

新しい施策の方向性

こうした中、災害の防止や地球温暖化防止など森林の多面的機能を発揮させていくには、充実する資源を利用しながら効率的に森林整備を進め、産出される木材を大量かつ安定的に供給して、外材との競合の中でも収益を確保し、森林整備に再投資していくという循環の確立が不可欠です。このため、今後は、

・従来の間伐はもとより、高齢級の森林について、適正な密度管理と利用の観点からの抜き伐り（高齢級間伐や択伐）に取り組むこと
 ・その際、立地条件、国民のニーズなど地域の実状を踏まえ、大径木からなる森林、広葉樹林・針広混交林、複層林、従来どおりの伐期の森林など将来に向けて誘導すべき多様な森林の姿を念頭に置いて行うこと
 ・これに要する経費を確保するため、森林のロットをまとめ、施業の低コスト化を徹底し、産出される木材を需要者の求めに応じて大

量かつ安定的に供給するほか、流通・加工の合理化によりコスト縮減を図ること
 を進めていくことを基本に、次のような施策を講じることとしています。

具体の施策の例

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備・普及

低コスト作業システムの整備・普及や、システムを実証するためのモデル林の設定、モデル林をフィールドとした現地研修会、できる限り簡易で耐久性のある（雨が降っても壊れない）構造の作業路の整備等を進めることとしています。

意欲ある事業者等への施業の集約化

地域の実状を熟知し説得力のある施業方法を提案することが出来る人材の育成、集約化に取り組む過程で得られた原木供給可能量の情報の川下への提供、川下の需要情報の川上への提供、需給のマッチング等を進めていくこととしています。

木材産業の競争力の強化

国産材の安定供給に取り組む事業者に対する集中的な支援、木材を無駄なく元玉から末木までを総合的に利用するシステムの構築、所有者から住宅生産者までの関係者が一体となった「顔の見える木材での家づくり」の強化、消費者との協働による製品開発や供給販売戦略の強化を進めるほか、木づかい運動の更なる推進により消費者や企業の関心の向上、中国等への輸出の拡大、木質バイオマス利用を一層進めます。

おわりに

今回御紹介した以上のような取組を進めるには、国はもとより、森林所有者、森林組合、林業・木材産業関係者、地方公共団体、さらには企業や一般国民など多くの方々の連携が必要で



あり、とりわけ地域の特性を踏まえた関係者の主体的な取組を促進していく上で、市町村の役割がこれまでにも増して重要となりま

す。市町村の皆様には、新計画を御一読の上、今後の実務の参考としていただければ幸いです。

職員のための共済制度

■住宅火災共済■

わずか60円（年額）の掛金で10万円を補償します。

■自動車共済■

普通自動車が、わずか31,000円（年額）の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

フォーラム

現地レポート

少子高齢化対策〔特集〕

地域ぐるみの子育て支援を推進

全国に先駆け、幼保一元化に取り組む

町の概要

白浜温泉は、愛媛県の道後温泉・兵庫県の有馬温泉と並び日本の三古湯として、また西の別府・東の熱海と並び日本の三大温泉地として知られる名湯です。その歴史は古く、今からさかのぼること1300年以上

前の飛鳥・奈良朝の昔から、「牟婁の温湯」「紀の温湯」の名で知られ、斉明・天智・持統・文武天皇をはじめ、多くの宮人たちが来泉されました。そして、今日では年間330万人以上が訪れる、日本でも有数の温泉観光地に発展してまいりました。本町は、平成18年3月1日に隣町の日置川町と合併、新白浜町としてスタートいたしました。平成17年国勢調査の人口は、23、642人世帯数は、9、613世帯です。

和歌山県の南部、紀伊水道につき出した半島地域と富田川下流域および日置川流域からなる本町の面積は201.02km²

(県全体の約4.3%)で、

町域の81%が森林におおわれています。

北西の半島部には市街地が形成され、南部では海岸線

白良浜前景



し ら は ま ち ょ う
和歌山県 白 浜 町

フォーラム



まで山地がせまり、海岸、河川流域、谷間部に集落が点在しています。

また、年間平均気温は17.2度、年間降水量は1,638mm、年間日照時間は2,047時間となっております、年間を通して温暖で過ごしやすく、海や山・川の幸にも恵まれているのも大きな特徴です。

幼保一元化に取り組んだ背景

当町は、観光の町であり、観光の町特有の生活スタイル・町民のニーズが、幼保一元化への動きの始まりであったと考えています。

昭和50年代後半ごろより、白浜町においても児童数の減少と共働き家庭が増えてまいりました。

例えば旅館勤務において、勤務実態としては「朝番」「昼番」「夜番」とあり、朝から晩まで家族の誰かが

労働のため外に出ているという状態であり、子育てと仕事を両立させなければならず、従って、少しでも早く園に送り出し、働きに出たいという需要がありました。

当町でも、4歳までは保育園、5歳になれば幼稚園」という保育園、幼稚園の「棲み分け」をおこなってききましたが、保護者の強い要望もあり、昭和59年度より保育園でも5歳児の受け入れを開始しました。それにより幼稚園へ通う子どもがさらに減少してまいりました。

こうした状況は近隣町村でも進み、幼稚園を統廃合する方針が打ち出されてまいりましたが、当町では、3園の内、1園を休園とし、観光地区と農村地区で各1園ずつ計2園を存続させることとなりました。

その後、昭和63年には町長の諮問機関として設置した幼児教育研究委員会の答申が提出されました。

その答申の内容は、「幼児が受ける幼児教育に差があってはならないとする基本理念に立つて、幼保の一元化を目指すべきである」と

「すべての幼児に等しく心身ともに健やかな生活と発達、福祉と教育を保障するため、幼保双方の機能をたぐみに生かし、より弾力的な運用を図ることで幼児教育の振興発展を図るべきである」というものでした。

この答申を踏まえて、幼保一元化への方向性を確定することになりました。

幼保一元化へのあゆみ

子どもを取り巻く社会環境は、核家族化、少子化の進行等大きく変化していますが、幼児期の子供達が成長していく過程において、最も大切な集団活動や異年齢児との交流や基本的な生活習慣を養う必要性、そして生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であること、さらには、先述しました幼児教育研究委員会の「就学前教育体制のありかた」の趣旨をふまえ、以下のような取り組みを積み重ねてまいりました。

平成7年度 幼稚園と保育園の行政窓口を一本化(幼児対策室を設置)し、町内の保育園、幼稚園の事務を一括して担当。園長会の統合。

平成8年度 幼保の枠を超えて職員配置の実施。(保育士が幼稚園教諭に、幼稚園長が保育園長に就任。)(就学前教育(保育)内容の統合(主任保育士クラスで構成する「保育(教育)内容検討委員会」において、乳児から5歳児までの一貫した保育計画を作成。

また、各園の園児の交流や公開保育も実施。障害児保育については、幼保職員(私立含む)、保健士などからなる「障害児保育担当者会」を設置し、保育内容の向上に取り組む。

平成9年度 幼保職員の研修修組織の統合(保育研究会と幼稚園教育研究会を「幼児教育研究会」に。園長部会、乳幼児の年齢別部会、



調理師部会など部会組織の設置) 白浜保育園と白浜第一幼稚園を統合してひとつの「白浜幼稚園」として運営開始。

平成10年度 白浜第一幼稚園・白浜保育園両園舎の耐力度調査を実施 平成11年度 幼稚園における2年保育再開 育児の実態と保育ニーズアンケートの実施

平成12年度 新しく白浜幼稚園舎が竣工。白浜幼稚園で開所時間延長事業の開始 幼稚園授業料改定

平成13年度 白浜幼稚園で乳児保育開始 平成15年度 幼保一元化特区を申請し認定される。

しかし、幼稚園と保育園の法的な位置づけが現状のままのため、原則的にはクラス編成や職員配置は幼稚園と保育園別々になっており、よりよい効率的な取り組みが課題となっていました。

そうした課題の抜本的な解決をはかるため、国の「構造改革特区」に

フォーラム



申請いたしました。許可を頂きましたので、平成16年3月よりクラスやカリキュラム編成に幼稚園と保育園の区別をつける必要がなくなり、幼稚園児と保育園児の合同活動事業がより積極的に取り組めることとなりました。これにより「幼児一人ひとりのよさ」をみつけ出し「幼児自らが成長しようとする力を伸ばす」環境づくりができるようになりました。加えて、平成17年度には総合施設モデル事業の取り組みも実施することとなりました。

幼保一元化で苦心した点

白浜町の場合、保育園舎と幼稚園舎が隣接していましたが、幼稚園教諭と保育士が同じ観点で幼児教育(保育)を進めるといことは、いろいろ難しいことが多かったと、当時の現場担当者から伺っています。

例えば事業を実施していくに当たって、まず前年度から人事交流(幼稚園から保育園、保育園から幼稚園)を重ね、主任保育士で構成する保育内容検討会においては、一貫

した保育計画を樹立する努力を積み重ねました。そして今日では、幼稚園教諭の辞令をもらっている職員全員が、保育所勤務の経験も持つこととなりました。

幼保一元化の効果

幼保一元化を実施した効果としては、まず同じ地域に暮らす子ども達も親の事情にかかわらず、一緒に遊んだり、生活したりするのが可能になったことがあげられます。

近年では、核家族化がさらに進み、地域に戻っても隣近所との関係は一昔前のような状況ではありませんが、幼児園において子ども達と一緒に遊んだりする環境が整ったことにより、園児が、地域活動を通して、地域の様々な人々との交流や、出会いや、ふれあいが発生し、子ども達にとっても通園を通して日々の生活がより豊かなものになってきたように感じられます。

また幼稚園は、幼保一元化前にいて5歳児1クラス、10数名のみで



したが、一元化後は友達も増え、異年齢交流が出来るようになりました。また、幼稚園では給食は実施されていませんでしたが、保育園には給食制度が整っており、5歳児にも給食が実施されることになりました。

なお、小学校に入学してからはクラス作りがスムーズにいき、保護者同士の交流も進みやすくなり、幼児園と小学校との連携も取りやすくなりました。

0歳から5歳まで系統だった、一貫した保育が受けられ、経験活動(おやつ作り、集団活動等)の幅が広がりました。

そして、何より、観光の町で勤務する中で、年度途中で親の就労事情がかわっても(働き始める、仕事をかわるなど)、子どもの環境(クラス、担任など)は変わらず、保護者の方からは、安心して幼児園に預けることができるようになったと、大変喜んでいただいています。

今後の課題

今後の課題としては、園児同士の保育時間の違いからくる問題があります。例えば短時間部の園児は保育時間が短く、また夏休み等があるため夏の旺季には保育時間の長い園児と一緒に活動ができず、水遊び(プール)等に差がつくことが考えられます。

また、保護者の仕事の都合などにも臨機応変に対応できるよう時間外

保育の取り組みを進めるとともに、新しい時代のニーズに添えていけるよう、より良い態勢をとのえていかなくなくてはならないと考えています。

就学前のすべての子どもと親がいつでも気軽に利用できる施設であることに加え、保護者が気軽に子育てに必要な相談、助言、支援がうけられるよう地域の子育て支援センターの役割を一層充実していくことも必要となってきます。

最後に次代を担う子ども達を、社会の宝として園はもちろんのこと、地域社会全体で支援し見守り、子ども達が心身ともに健やかに成長するための環境を整え、さらに児童虐待や、犯罪などの被害に遭わないよう、行政や町内の各種団体などの社会資源と連携を密にした取り組みを今後も進めたいと考えています。

(和歌山県白浜町長 立谷誠一)



三段壁

田 村 Navi

《町村Navi特集》

住民主役の自治を目指して

地域自治組織を設置

長野県 木曾町

合併して町の財政が成り立つても、地域の輪が壊れれば、それは町づくりとしては失敗だ。昨年11月に4町村の合併で誕生した長野県の木曾町（人口1万3、765人）の田中勝巳町長はこう語る。平成の大合併で県内最大の面積となった同町は、地域コミュニティの崩壊を防ぐため旧町村ごとに地域自治組織を設置。最大の特徴は、地方自治法や合併特例法に基づく行政組織としてではなく、町が定めた自治基本条例に基づく住民発意の任意組織として設置したことだ。同町の地域自治組織の取り組みを紹介する。



開田高原地域協議会

地域コミュニティ圏境を懸念

木曾町は2005年11月1日に、木曾福島町と日義村、開田村、三岳村の4町村が対等合併して誕生。木曾町の合併をめぐっては、01年に同郡全11町村の枠組みでスタートした「木曾市構想」がわずか9カ月で頓挫。合併協議は11町村から7町村、7町村から4町村と縮小し、ようやく成就した経緯がある。

476平方キロと県内最大。当然、住民にとって行政は合併前に比べ意識的・物理的に遠い存在となる。このため、田中町長は地域コミュニティの崩壊を懸念し、旧木曾福島町長だった当時から、住民自治・地域自治の担い手である「地域自治組織」の議論を合併協議の中で積極的に進めた。

ただ、自治法や合併特例法に基づく行政組織では「行政の下請け」的なものになりかねないとの考えから住民が主体的に設置する任意組織としての地域自治組織を模索。結果、この方向性は協定項目として確認され、まちづくり計画に盛り込まれた。

地域自治組織を条例に明記

町は今年1月、「住民と行政が支え合う公民協働」を謳った「木曾町まちづくり条例」を制定し、地域自治組織の設置を明記した。同条例では、4町村それ

ぞれが主体的な活動を行いながら身近な課題を解決するため、全住民参加を原則としたほか、それぞれに組織全体の運営にあたる「地域協議会」を置き、非常勤特別職の同協議会代表者をはじめ委員を選出することを規定。また、新町建設計画や町総合計画の変更について意見を述べたり、地域の施策について町長に提案・勧告できる権限を与えるとともに、自らが取り組む活動方針や内容を定めた「地域まちづくり計画」の作成に取り組みすることを規定した。

一方、町長は各組織の意見や提案を尊重するよう規定されたほか、町は活動拠点の提供、財政支援、支所職員による人的支援などを行うとされた。

同条例に基づき設置された地域自治組織の設置時期は各地域で異なる。旧町村ごとの支所を事務局に、「木曾福島地域自治組織」（06年3月）、「開田高原地域協議会」（同4月）、「日義地域自治協議会」（同5月）、「三岳地域自治協議会」（同5月）の4組織がそれぞれ誕生。各地域協議会代表者や委員はそれぞれの総会の決定を承認する形で町長が辞令を交付した。町の非常勤特別職である各地域協議会会長には、元助役や元議長、元県職員らが就任しており、月10万円の報酬が支払われている。各組織によって異なるが任期は平均

情 報

町村Navi



木曾福島地域自治組織

2年となっている。各組織にはそれぞれ4〜5の部会が置かれ、福祉や教育、産業、自治等の分野ごとの地域課題に取り組んでおり、特に旧町村の歴史的・伝統的行事を守ることで、地域コミュニティの維持と地域ブランドの発展に力を入れる。例えば、敬老会の主催や運動会の開催など、地域住民の親睦を図りつつ、観光イベントを住民主体で計画し観光客誘致や地域経済の底上げを図っている。

一方、行政側は各支所による人的支援と併せて、各組織が自由に使える「木曾町地域自治組織交付金」を交付。今年度は研修会や講演会、各種イベントなど4地域全体で約500万円を交付した。

田中町長は、旧町村単位に地域自治組織が設置されていることで、「地域住民に一定の安心感を与えることができている」としており、「公民協働」を進める上でも、「主体として行政との窓口になれるもの」と期待している。なお今後は、合併前の自治会との関係の整理や役割分担などが課題としてあるという。

住民の権限拡大へ

人口減少や三位一体改革等の影響で、町の普通交付税は03年度の52億円（4町村計）が06年度は約13%減の45億円まで減少。基金の取り崩しも進むなど厳しい状況を強いられ、今後とも地方税の減少や交付税削減が懸念され予断を許さない状況が続く。このため田中町長は、「最大の課題は町の財政状況について住民と情報共有をしていくこと」と強調する。「何を

行く、何をやめていくのか。その実質的な意思決定を行うのが地域自治組織であり、そこに参画する全住民である」とした上で、「町長や議会の権限を出来るだけ小さくし、住民の権限を出来るだけ大きくしていくことが21世紀に輝く町づくりにつながる」と住民参加の重要性を訴えている。

「頑張る地方応援」はお門違い

市町村数が約1、800団体に激減した平成の大合併について、田中町長は「行財政改革の旗の下、『地方の時代』や『地方分権』の理念が曲げられ、実質簡素で管理しやすい、安上がりな自治体の方向へと向けられた」と厳しく批判。三位一体改革についても、交付税の大幅削減や国庫補助負担金の多くに国の関与が残ったことなど、「地方の自由度の拡大が不十分だったばかりか、財政力の弱い小規模自治体にとって厳しい内容だった」と指摘する。

さらに来年度から導入される人口・面積を算定基準とする、新型交付税については、「人口の少ない農山村では更に大きな打



日義地域自治協議会

撃となる」と強い懸念を示すとともに、「頑張る地方応援プログラム」についても、「お門違い。分権に逆らって中央集権を強めようというものと言わざるを得ない」と警戒感を隠さない。その上で、「農山村における農地や山林保全、水源かん養等の地球や国土を守る機能、地域コミュニティによる子育てや高齢者介護といった機能に対して、もっと的確に対応する仕組みを創出してほしい」と強く訴えている。

なお、全国知事会や全国町村会など地方六団体に対しては、「第一次分権改革は改革半ばの腰折れに終わった」と指摘した上で、六団体が提案した地方交付税の「地方共有税化」などの実現に向け、「政府任せにせず、地方の積極的提言を含む強力な運動が重要だ」と檄を飛ばしている。

所得税・個人住民税の税源移譲の実施に向けた 周知・広報活動について

平成18年度税制改正大綱において、真の地方分権を推進し、地方自治の確立を図るための「三位一体の改革」については、所得税から個人住民税への3兆円規模の本格的な税源移譲を実施することとされました。

税源移譲にあたっては、個々人の所得税と個人住民税を合わせた税負担額は、基本的に変わらないよう制度設計されています。しかし、この税源移譲に伴う所得税の改正は平成19年分以後の所得税について適用され、個人住民税については、平成19年6月徴収分から適用されることから、それぞれ影響が生じる時期が異なります。一方で、所得税の定率減税の廃止に伴う増額があることなどから、分権推進のための税源移譲が増税と誤解される恐れがあります。このため、納税者の十分な理解が得られるよう適切な周知・広報活動を行うことが重要となっています。

先に、総務省から示された、税源移譲に係る周知・広報活動についてのポイントは次のとおりです。(平成18年10月18日付 総税市第50号文書より抄出)

- (1) 所得税と個人住民税を合わせた税率は、原則これまでと同様としているほか、扶養控除などの人的控除額に係る差額の影響が生じないよう、個人住民税の減額措置等を講じていること。また、これらの措置により、1年間の所得の変動や諸控除の変動がなければ個人の税負担額は基本的には変わらないこと。ただし、景気回復のための定率減税措置がとられなくなることによる、税負担の増額は別途生じるものであること。従って、所得の変動等に伴い、実際の税負担額は増減するものであること。
- (2) 給与所得者のほとんどについては、平成19年1月以降に徴収される同年分の所得税額は減少し、平成19年6月から徴収される同年度分の個人住民税額は増加すること。(年金受給者の場合は平成19年2月以降、事業所得者の場合は確定申告時が所得税額の減額時期となります)
- (3) 納税通知書・特別徴収税額の通知書の送付は、十分な周知期間を設けるため、従来より早期に行うこと。
- (4) 所得税の新税率が適用される1月と、住民税の新税率が適用される6月の前後に重点的な広報を行うこと。
- (5) 所管の税務署や都道府県等と連携し、適切な周知・広報活動を展開すること。
- (6) 地方紙、コミュニティ雑誌などへの広告、圏域で放送されるテレビ・ラジオ広告、ポスターの掲示、説明会の開催など、きめ細かい広報活動に努めること。



各町村においては、様々な工夫を凝らし、税源移譲の趣旨等も含めて、納税者に対する理解を求めるための、広報活動を展開する必要があります。

情 報

健康に生き抜く方法

いざ忘年会！

知っておきたいお酒の飲み方

労働衛生コンサルタント 下村 洋一

冬場の気候と仕事量の変動は
身体への敵！

冬場は気候の影響が大きく、風邪やインフルエンザの流行はもちろんだら、血圧の上昇とともに脳卒中、心筋梗塞など生命をも脅かす病気が多発します。

年末、正月ゆえの飲食の増加は、冬期の運動不足と相まって体重の増加や血圧の上昇、あるいは糖尿病、高脂血症の悪化を進めます。

また年末から年始にかけての休暇、あるいは一二月から一月にかけての繁忙の差の激しさはどうしても生体のリズムを乱し、さまざまな病気に対する抵抗力の低下につながります。血圧の上昇、脳卒中や心筋梗塞の発症に少なからず影響を与えているのです。

また、暖房機器の普及のため、最近では冬場でもしばしば食中毒が報告されており、冬の食中毒は決して珍しいことではなくなっています。

忘年会や新年会などのつきあい

帰りが遅くなるのもこの季節、汗をかきような暖房の効いた暑い宴会場から深夜底冷えのする夜道に出て帰宅するのは糖尿病、高血圧、高脂血症、通風といった持病を抱えた中高年の場合、脳卒中や心筋梗塞で倒れてもなんら不思議はありません。

心当たりのある人は、休日は充分休養する、酒を飲みすぎない、無理をしない、宴会のはしこはしない、といった注意を特に慎重に行動して欲しいものです。

お酒「ゼロカロリー」は
根拠のない話

お酒はただの水ではありません。よく、カロリーたっぷりです。よくお酒にはカロリーがないなどといわれますが、糖分がグラムあたり四キロカロリー、アルコールは七キロカロリーも含まれていいます。酒は砂糖水を一気飲みする以上のカロリーがあります。

ビール大瓶一本で、一八〇カロリーとどんぶり一杯のご飯以上の

カロリーがあります。最近ブームの焼酎や赤ワインも例外ではなく高カロリーです。お酒を飲みすぎればそれだけで、肥満や、糖尿病、心臓病、肝臓病といった生活習慣病の大きな原因となってしまうのです。

体重六〇キログラムの人がビール一本のアルコールを消失するまでには三時間もかかります。健康を守るための酒の適量は、ビールなら大瓶二本、日本酒なら二合、ウイスキーならダブル二杯までと、思ってください。それ以上の飲酒はなるべく避けるのが好ましいでしょう。

楽しく飲むには「ほろ酔いでやめるべし」

楽しく飲むには「ほろ酔い」と呼ばれる状態でお酒をやめることが大事です。これを超えると「酩酊(めいてい)状態になり、翌日にもお酒が残ります。さらに深酒を続けると、意識がもうろうとなり、死亡してもおかしくない危険な状態になってしまいます。

酒席などで酔いつぶれた人が出た場合、周囲の人は速やかに泥酔者の状態を確認することが大事です。名前を呼んでも反応しなかったり、呼吸が浅く早かったり、逆に異常に遅いなどの場合は、すぐ

に救急車を呼ぶ必要があります。なお泥酔した人は、救急車を待つ間に、嘔吐したものが気管につまり窒息することもあるので、顔を横に向けて寝かせ、食べ物が気管をふさぐのを防いでください。

急性アルコール中毒を起こすと、抹梢血管が拡張して体温を奪われやすくなるので、毛布などで保温することも必要になります。そうならないためにも、お酒を飲む時には必ず食べ物をとること。なぜなら肝臓や胃は、飢餓状態の時に一番ダメージを受けやすいからです。また食べ過ぎてしまった場合には、睡眠中の胃酸の出すからくる胃のダメージを防ぐため、寝るまで少し時間をおいたほうがよいでしょう。

また深酒の後の入浴は心臓病や思わぬ怪我を招くことがとても多いので、やめておいた方が無難です。

二日酔いで体調が悪いときは無理をせず、消化のよいものやカキ、リンゴ、ミカンなど果糖の入っている果物をとりましょう。果糖がアルコールの分解を早めてくれます。

飲食の機会が増えるこの季節、しっかり対策を考えて元気に乗り切っていきましょう。

平成19年度「水辺施設」募集のお知らせ

財団法人リバーフロント整備センター

財団法人リバーフロント整備センター（国土交通大臣認可団体）では、事業の一環として、日本宝くじ協会の助成を受けて水辺にアメニティの向上施設及び生物の生息環境の向上施設を整備し、当該市町村へ寄贈する「水辺施設の設置事業」を行っています。

この事業を通じて水辺空間の健全な利用を促進していただきたく、多数の水辺施設計画案を募集します。

1. 応募要件

- (1) 応募資格：市町村
- (2) 応募対象となる水辺
周辺に施設を整備することで、生物の生息環境やアメニティが向上し、かつ地域住民の高い利用度が期待される、河川（小川を含む）等の水辺。
- (3) 応募可能な水辺施設
「生物の生息環境」の向上に寄与する施設
身近な水辺の自然環境をより豊かにし、地域の生物の生息環境を整える生態環境保全・再生施設、生物の多様性や環境教育の場を創出するビオトープ等
「アメニティ」の向上に寄与する施設
水辺を観察するための観察小屋、デッキ、水辺で休憩するためのあずまや等
トイレは対象外
- (4) 応募方法
当センターのHP(http://www.rfc.or.jp/shisetsu_j/shisetsu_top.htm)から応募様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、ご応募ください。また、応募様式はE-mail等で送付することも可能です。連絡先（市町村名、担当課名、担当者名、電話・Fax番号・E-mail等）を明記の上、下記問い合わせ先までご請求下さい。
- (5) 応募締切り
平成19年1月26日（金）

2. 選定方法と発表

- (1) 選定方法
学識経験者、国土交通省担当官等からなる選定委員会により選定します。
選定に際しては、「利用者の利便性」、「関連事業等の状況」、「施設用地の確保の状況」、「施設設置後の維持・管理計画」等の観点の評価の基準にします。
- (2) 選定施設数：6施設程度
- (3) 選定結果発表
選定結果は平成19年4月に応募市町村へ通知します。

3. 応募上の注意

- (1) 水辺施設のうち、「生物の生息環境」向上施設は一カ所につき上限450万円（税抜き）、「アメニティ」向上施設は一カ所につき上限900万円（同）の整備助成を行います。助成額はいずれも工事費のみです。
- (2) 水辺施設は、当センターが平成19年度に設置し、完成後に当該市町村へ寄贈します。
関連法規に係わる事前協議、調整、申請等については、当該市町村をお願いします。
- (3) 水辺施設の設置費用には、宝くじ助成金の充当を予定しています。

4. 応募および問い合わせ先

財団法人 リバーフロント整備センター
 担当：企画部 阿部、福永
 〒102-0082 東京都千代田区一番町8番地 一番町FSビル3F
 Tel: 03 (3265) 7121 Fax: 03 (3265) 7456
 E-mail: abe@rfc.or.jp URL: <http://www.rfc.or.jp/>

水辺施設の例
[平成17年度設置]



「石巻市北上水辺センターあずまや」
（北上川水系北上川 / 宮城県石巻市）

都道府県別市町村数

(平成18年11月27日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	130	15	145	35	180	富山県	4	1	5	10	15	岡山県	12	2	14	15	29
青森県	22	8	30	10	40	石川県	9	0	9	10	19	広島県	9	0	9	14	23
岩手県	16	6	22	13	35	福井県	8	0	8	9	17	山口県	9	0	9	13	22
宮城県	22	1	23	13	36	長野県	25	37	62	19	81	徳島県	15	1	16	8	24
秋田県	9	3	12	13	25	岐阜県	19	2	21	21	42	香川県	9	0	9	8	17
山形県	19	3	22	13	35	静岡県	19	0	19	23	42	愛媛県	9	0	9	11	20
福島県	33	16	49	12	61	愛知県	26	2	28	35	63	高知県	18	6	24	11	35
茨城県	10	2	12	32	44	三重県	15	0	15	14	29	福岡県	37	4	41	27	68
栃木県	19	0	19	14	33	滋賀県	13	0	13	13	26	佐賀県	13	0	13	10	23
群馬県	16	10	26	12	38	京都府	13	1	14	14	28	長崎県	10	0	10	13	23
埼玉県	30	1	31	40	71	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	26	8	34	14	48
千葉県	17	3	20	36	56	兵庫県	12	0	12	29	41	大分県	3	1	4	14	18
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	15	12	27	12	39	宮崎県	19	3	22	9	31
神奈川県	15	1	16	19	35	和歌山県	20	1	21	9	30	鹿児島県	28	4	32	17	49
山梨県	9	6	15	13	28	鳥取県	14	1	15	4	19	沖縄県	11	19	30	11	41
新潟県	9	6	15	20	35	島根県	12	1	13	8	21	合計	842	196	1,038	779	1,817

情 報

政策リーダー

政策リーダー

平成16年度社会保障給付費の概要とまる

厚生労働省はこのほど、平成16年度社会保障給付費及び財源の概要を公表した。

社会保障給付費の総額は85兆6、469億円(対前年度比1兆3、801億円、1.6%増)、国民1人当たりでは67万800円(同1万500円、1.6%増)となっている。給付費は、昭和25年の集計開始以来、増加し続け今回も過去最高を更新した。

また、同給付費の対国民所得費も、23.72%で、過去最高となった。しかし、給付費全体の対前年度伸び率は、診療報酬が引き下げられたため過去3番目に小さかった。

給付額を部門別にみると、「医療」が27兆1、537億円(同5、383億円、2.0%増)、「年金」が45兆5、188億円(同7、343億円、1.6%増)、「福祉その他」が12兆9、744億円(同1、075億円、0.8%増)となっており、機能別では、「高齢」が全体の50.4%で最も高く、「保健医療」31.0%、「遺族」7.3%、等と続いている。

また、社会保障財源の総額は93兆206億円(対前年度比8兆2、320億円、8.13%減)、うち、「社会保険料」が53兆7、541億円(同8、761億円、1.6%減)、「税」が28兆6、369億円(同8、516億円、3.06%増)、「他の収入」が10兆6、295億円(同8兆2、076億円、43.57%減)となっている。

半島振興対策促進大会を開催

全国半島振興市町村協議会(会長 脇本北海道知内町長、会員、194市町村)は、半島地域振興対策協議会、半島地域振興対策協議会議長連絡協議会の3協議会の主催で11月27日、東京平河町の海運ビルにて半島振興対策促進大会を開催した。

半島振興法は、地理的条件の制約や産業基盤や生活環境の整備の遅れ等、他の地域と比較して低位にある半島市町村の地域振興と、地域住民の生活の向上や国土の均衡ある発展を図ることを目的に、昭和60年に議員立法として制定された。

その後、平成7年に10年間の期限延長等の措置がとられ、昨年3月に2度目の期限を迎え、同法の10年間の延長と内容の拡充がなされた。現在、昨年度策定した半島振興計画に基づき、半島振興対策に全力で取り組んでいるが、依然として交通通信体系、産業基盤の遅れ等、多くの課題を抱えている。

このような状況を踏まえ、半島地域の更なる振興を図り、半島地域の自立的発展と地域住民の生活の向上を目的に、3協議会が連携し大会を開催した。

大会では、国土交通省をはじめ、衆・参国土交通委員長及び自民党半島振興委員会委員長等を招き、半島地域の更なる振興の促進を訴えた。なお、大会終了後、関係する国会議員や政府に対し、要望活動を行った。

バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議を開催

政府はこの程、国産バイオ燃料の導入拡大を目指して農水省、経産省、国交省など関係府省の局長レベルで構成するバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議を開催した。

同会議は、安倍総理から松岡農林水産大臣に対し、国産バイオ燃料の生産拡大について関係省庁と一体となつて取り組むようとの指示があったことを受けて開催したもので、国産バイオ燃料生産を年間600万キログラムに拡大する計画に、政府一体で取り組んでいくことを確認した。

サトウキビ糖みつや建設発生木材などを原料とする国産バイオエタノールは、現在年間30キログラムの実証試験段階にとどまっており、ブラジルの1、670万キログラムや米国の1、500万キログラムをはじめヨーロッパ諸国に比べ大きく立ち遅れている。総理が9月の所信表明演説で、自動車燃料への利用の加速化を明言し、現在のガソリン消費量の1割に当たる年間600万キログラムにまで拡大できるような工程表の作成を農水大臣に指示。これを受けて、同会議では、目標を実現するための研究開発や支援措置等の具体策の検討に入ることとし、例えば、国交省は、現在、上限3%となつているガソリンに混せるバイオエタノールの比率を10%に引き上げた場合の自動車の安全性を検証する。

同会議は、目標達成など国産バイオ燃料導入拡大に向けた具体的な工程表を今年度内にとりまとめ総理に報告する予定。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済の補償に「ご自身のおクルマの補償」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら

- 通常に新規でご加入するよりも**40%**(保険料)^{*}割引
(※町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合。車両保険は9等級からスタートします。)
- 5%**割引



◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

車名	トヨタ エスティマ
型式	ACR50W(車両クラス3)
初度登録	平成18年8月(新車割引あり)
年齢条件	30歳以上(家族限定)
共済(保険)金額	300万円



補償範囲	免責金額なし	免責金額5万円
オールリスクタイプ	57,770円	48,260円
(通常に新規で加入する場合)	96,280円	80,440円
エコノミー+A特約	28,180円	23,540円
(通常に新規で加入する場合)	46,970円	39,240円
A特約のみ	—	13,040円
(通常に新規で加入する場合)	—	28,250円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(9等級)の場合のもので、保険料は平成18年8月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、自己負担していただく金額です。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせ下さい

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。

平成17年10月24日 SJ05-05230